

◎新潟県告示第1107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ひまわり訪問介護	新潟県柏崎市東長浜町 6番38号ベコビル2階 201号室	合同会社心つなぐ 手	平成25年9月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ケアサービス絆	新潟県上越市大字今泉 1310番地2	株式会社平和ライ フケアサービス	平成25年9月1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスアップ ル花はな	新潟県胎内市西条614 番地1	株式会社和穩	平成25年9月1日
通所介護	デイサービスゆざわ	新潟県南魚沼郡湯沢町 大字神立1555番地2	株式会社あんしん	平成25年9月1日
介護予防通所介護	予防医学センター とっぴい健康倶楽 部	新潟県上越市石橋2丁 目2930番2号	株式会社とっぴい ドリーム	平成25年9月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	ショートステイアッ プル花はな	新潟県胎内市西条614 番地1	株式会社和穩	平成25年9月1日